

次期計画の策定について

1. 策定の主旨・背景

平成26年7月施行の草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第14条に基づき、平成28年3月に「草津市自転車安全安心利用促進計画」を策定し、令和2年度の見直しにおいて自転車活用推進法第11条にある「市町村自転車活用推進計画」として位置づけ、これまで様々な自転車の安全で安心な利用の促進を図るための取組を行ってまいりました。

今年度、当該計画の計画期間の最終年度を迎えるにあたり、市民の自転車利用についての現状を把握し、これまでの施策の評価および課題の検証を行うとともに、改正道路交通法の施行による自転車等に対する交通反則通告制度の導入および脱炭素社会の実現等の自転車を取り巻く社会情勢の変化による新たな課題に対応するため、令和9年度以降の10か年に取り組むべき自転車政策の方向性および施策等を定めた「第2次草津市自転車安全安心利用促進計画」を策定するものです。

2. 計画期間

令和9年4月から令和19年3月まで（10年間）

なお、5年目（令和13年度）において、必要に応じて中間見直しを実施いたします。

3. 策定にあたっての視点

(1) 根拠法令等

自転車活用推進法（第11条）

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（第14条）

(2) 上位計画・関連計画との整合

草津市総合計画を最上位計画として、草津市都市計画マスタープラン、草津市地域公共交通計画等の関連計画と連携し、自転車の利用促進施策を進めていきます。

見直しのポイント

① 上位計画や社会情勢を踏まえた見直し

国や滋賀県の自転車活用推進計画の改定や、自転車を取り巻く交通環境の変化、道路交通法改正に伴う交通ルールの周知・啓発の重要性の高まりを踏まえ、現行計画の取組を検証するとともに、今後の自転車利用環境の変化に対応した見直しを行います。

② 草津市の現状および課題を踏まえた見直し

草津市の自転車利用環境（通行空間、自転車駐車場の整備状況等）および自転車利用（自転車分担率、自転車保有台数、自転車事故の状況等）や、令和7年度に実施した「自転車の利用に関する市民アンケート調査」の結果等より整理される、草津市における課題を踏まえた見直しを行います。

4. スケジュール（予定）

令和8年7月 第1回草津市自転車安全安心利用促進委員会において諮問（本日）

令和8年8月 第2回草津市自転車安全安心利用促進委員会（予定）

令和8年10月 第3回草津市自転車安全安心利用促進委員会（予定）

令和8年12月 第4回草津市自転車安全安心利用促進委員会（予定）

令和9年1月 パブリックコメント（予定）

令和9年4月 公表（予定）

1. 計画策定の趣旨と位置づけ

1.1 計画策定の趣旨

自転車は、通勤、通学、買い物などの日常生活において身近で重要な交通手段であるとともに、環境負荷の低減、健康の保持増進等にも資する多面的な価値を有しています。このような認識のもと、自転車は、徒歩や公共交通と並ぶ重要な移動手段として、人々の生活の質の向上や持続可能な都市・交通体系の形成に向けた役割が期待されています。国においては、自転車活用推進法に基づき、令和8年5月29日に第3次自転車活用推進計画が閣議決定され、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進する方向性が示されています。

本市は、鉄道駅を中心とした都市構造を有し、平坦な地形が広がった自転車との親和性が高い都市です。自転車は市民の日常生活や通勤・通学を支える重要な交通手段として広く利用されている一方で、交通事故や自転車盗難の発生、交通ルールの問題など、安全・安心な利用環境の確保に向けた取組が求められています。

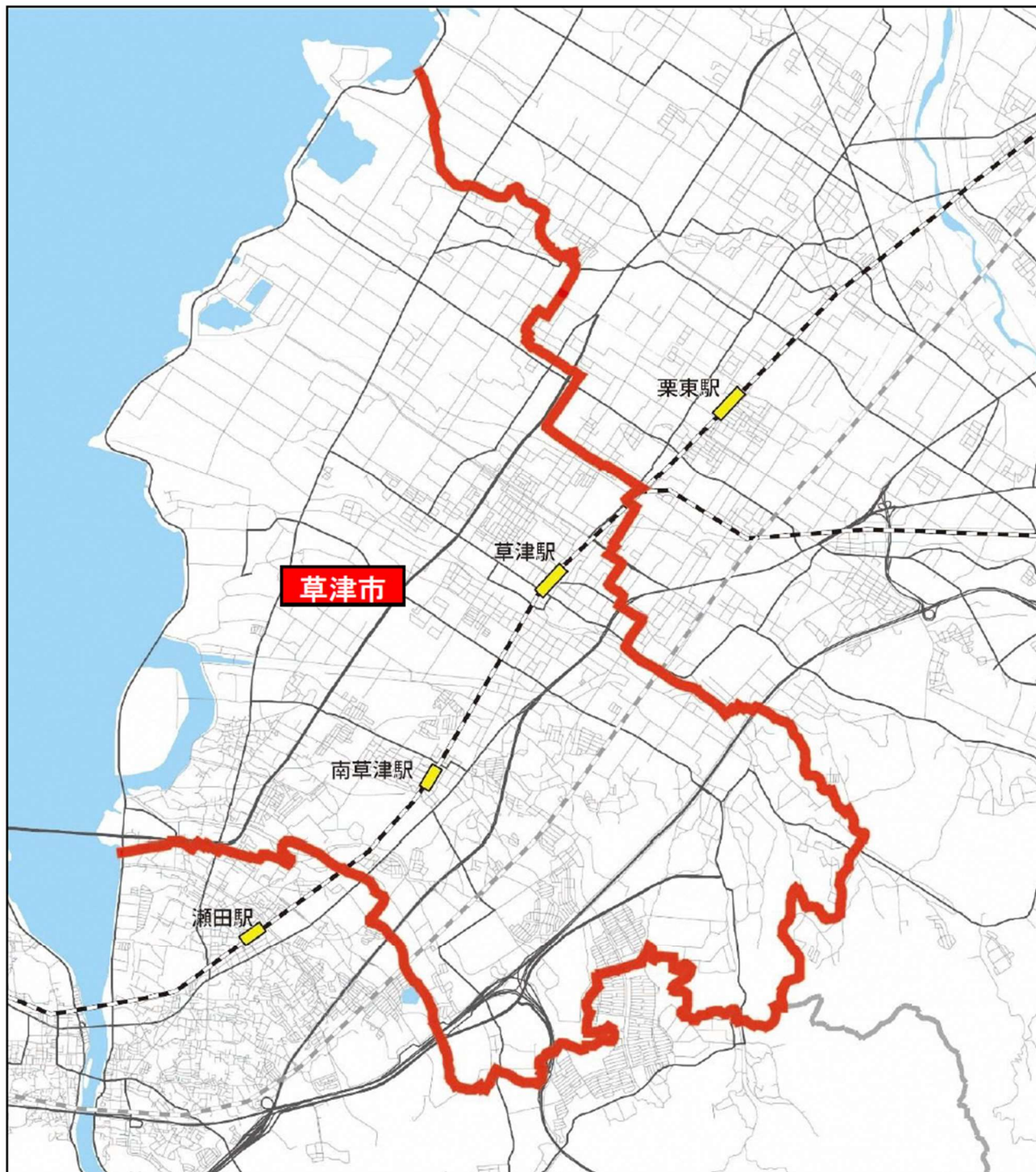
これらの背景から、平成26年7月1日に自転車施策に関する基本条例として「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」（以下、「自転車条例」と記載）を施行し、自転車の安全で安心な利用の促進を図るため、同条例第14条に規定する「草津市自転車安全安心利用促進計画（以下、「本計画」として記載）」を平成28年3月に策定しました。本計画は、令和2年度の見直しにおいて自転車活用推進法第11条に規定される「市町村自転車活用推進計画」として位置づけており、自転車の安全安心な利用、盗難の防止及び利用環境の整備並びに自転車の活用の推進に関する具体的施策を推進する計画としております。

この度、自転車の安全で安心な利用の促進を図るための取組を継続しつつ、国の第3次自転車活用推進計画が目指す方向性、モビリティの多様化や改正道路交通法の施行等の社会情勢の変化に対応するため、令和9年度以降の10か年に取り組むべき自転車政策の方向性および施策等を定めた「第2次草津市自転車安全安心利用促進計画」を策定するものです。安全で快適な走行環境等の整備、自転車の安全な利用の促進、良好な地域の移動環境の実現、健康長寿社会や脱炭素社会の実現、観光・地域の活性化などに関する具体的な施策の実行計画として策定します。

1.2 計画の概要

(1) 計画の対象地域

本計画は草津市内全域を対象としています。



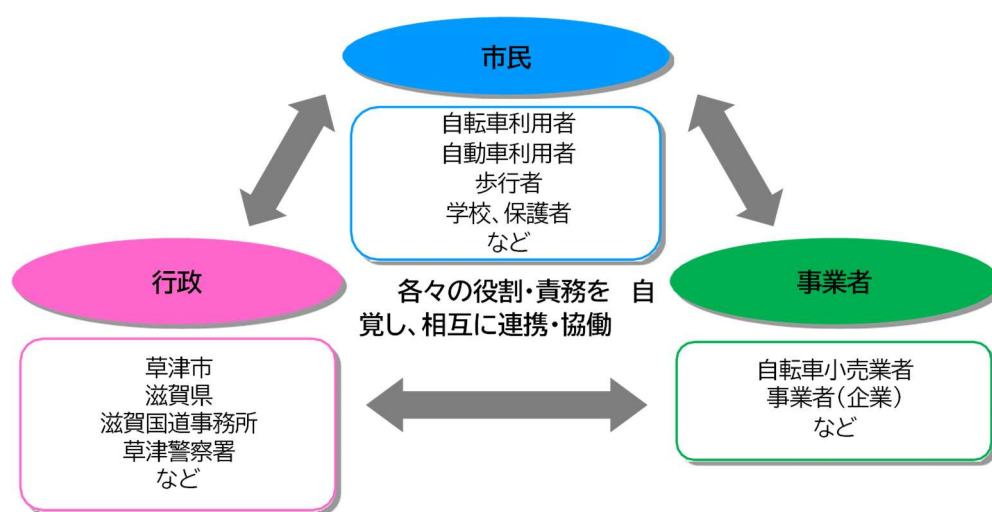
(2) 計画の対象者

安全な道路交通環境を実現するためには、歩行者、自転車、自動車など、すべての道路利用者がそれぞれの交通手段の特性を正しく理解し、交通ルールを遵守することが必要不可欠です。また、持続可能な都市を実現していくためには、行政、市民、来訪者、事業者などのすべての人が社会課題を認識し、望ましい都市・交通環境の実現に向けてそれぞれの立場で行動していく必要があります。

このため、本計画は、自転車利用者のみならず、歩行者や自動車利用者を含むすべての道路利用者と、行政、市民、保護者、学校、事業者、自転車小売業者を対象とします。

自転車条例第2章に定める「個々の責務」を踏まえ、それぞれが役割を自覚しながら相互に連携し、自転車活用に関する施策を推進します。

なお、本計画における自転車とは自転車条例第2条第1号に示す自転車とします。



【参 考】

(自転車条例)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2の自転車をいう。

(道路交通法)

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの(原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。)をいう。

【参 考】

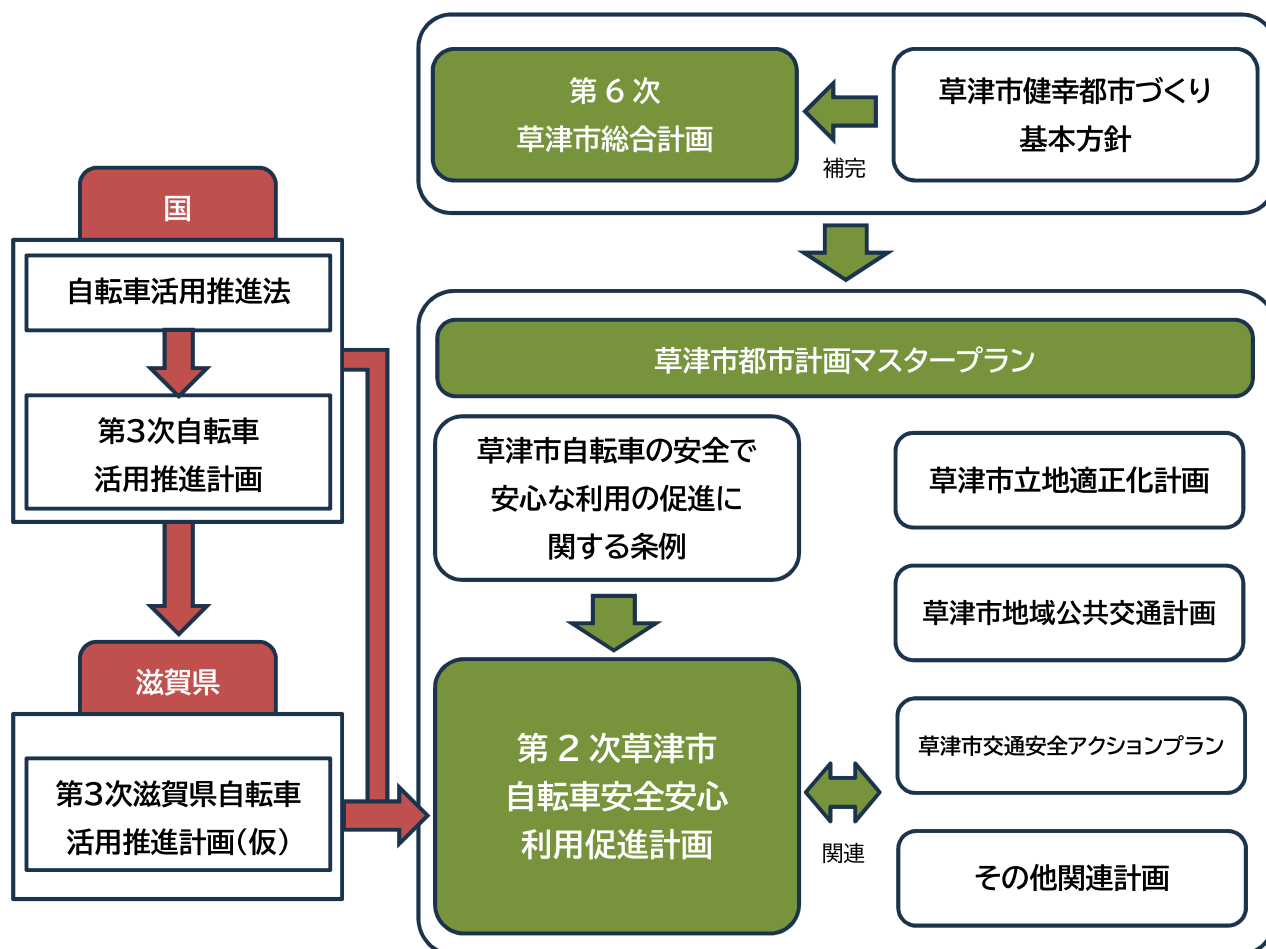
「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」の“第2章個々の責務”中で、関係機関の責務が示されています。

第3条市の責務、第4条市民の責務、第5条自転車利用者の責務、第6条保護者の責務、第7条学校の責務、第8条事業者の責務、第9条自転車小売業者の責務

(3) 計画の位置づけ

草津市総合計画を最上位計画として、草津市都市計画マスタープラン、草津市地域公共交通計画等の計画と連携し、自転車の利用促進施策を進めていきます。

なお、本計画は自転車条例第 14 条に位置付けられた自転車安全安心利用促進計画であるとともに、令和 8 年 5 月 29 日に国が策定した第 3 次自転車活用推進計画に掲げる自転車の活用の推進に関する基本方針と整合を図るため、「自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）」の第 11 条にある「市町村自転車活用推進計画」と位置付けるものです。また、本計画で設定する自転車ネットワーク計画は、令和 6 年 6 月に国土交通省・警察庁が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に定める「自転車ネットワーク計画」と位置づけるものです。



(4) (国) 第3次自転車活用推進計画

2度目の改定となる国の自転車活用推進計画では、新たにビジョンが設定され、将来にわたって自転車活用により目指す社会や、自転車が貢献すべき姿が示されています。

同計画では、自転車の活用を進める基盤として、誰にとっても安全で快適な通行空間の整備（ハード）と、ルール遵守等による交通安全の確保（ソフト）が重要であるとし、ハード・ソフトの両面から施策を推進していくこととしています。

その上で、自転車を単なる移動手段にとどまらず、徒歩や公共交通と並ぶ重要な交通手段の一つとして位置付け、人中心の移動体系やまちの構築を進める上でのアクティブモビリティの重要性を明記するなど、自転車の位置付けを明確化しています。

また、自転車の活用は、生活の質の向上、インクルーシブな社会の形成、まちの持続可能性の向上、人中心のまちづくりの実現、健康長寿社会の実現、地域の観光・交流の推進に寄与するなど、多様で多面的な価値を有するものとされています。さらに、健康長寿社会や脱炭素社会の実現、地域の観光・交流の推進においても重要な役割を果たすことが示されています。

このような認識のもと、安全かつ快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した、豊かに暮らせる持続可能な社会を目指すこととしています。

安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により
自転車交通の役割を拡大し、人と地域が
調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す

指標

・自転車分担率 ・自転車利用率 ・自転車乗車中の交通事故死者数

自転車
とは

自転車は、単なる移動手段ではなく、**人と人、人と地域をつなぎ、生活の質を高める**交通手段であり、**インクルーシブな社会を形成し**地域の**持続可能性を支える社会基盤となり得る**ものである。自転車が、戦後復興期から現代に至るまで人々の暮らしを支えてきたなかで、日本は世界有数の自転車利用国となっており、自転車関連の産業基盤も国内に厚く存在している。

利用環境
・交通安全

自転車の活用を進める基盤は、自転車だけでなく、歩行者、さらには自動車等、誰にとっても安全で快適な通行空間と、ルール遵守等による交通安全の確保である。ハード・ソフト両面からこれらの施策を一体的に推進し、「自転車社会」を持続的に発展させることを目指す。

移動環境
・人中心

自転車に乗ることと歩くことは、「アクティブモビリティ(人力による移動手段)」とも定義され、**人中心の移動体系を構成する両輪**である。自転車活用をまちづくりや交通政策と一体的に捉えることで、人力による移動の自由を広げ、**車に依存し過ぎない地域交通ネットワークの形成**や、**子どもが安心して通学し、高齢者が自立して外出できる環境の形成**を図り、歩く・乗る・集うが調和した**人中心のまちづくりの実現に寄与**することを目指す。

健康

自転車をはじめとする身体活動やスポーツは、**健康長寿社会の実現にも寄与**する。日常の移動やスポーツに自転車を積極的に取り入れることで、性別や世代にかかわらずあらゆる人にとって、自転車を「健康のインフラ」として機能させることを目指す。

脱炭素
・GX

脱炭素社会の実現においても、自転車は重要な役割を果たす。自転車は、短中距離の通勤等の移動における脱炭素化を最も効率的に進める手段であり、単体として、また公共交通、徒歩等とのベストミックスを実現することで、**環境負荷の低い持続可能な社会を構築**し、自転車を基点としたGX(グリーントランスフォーメーション)を目指す。

ツーリズム
・地方創生

自転車は、**地域の観光・交流の推進にも貢献**する。サイクルツーリズムを通じて、滞在型・回遊型観光を促進することで、**地域の経済循環を生み出す**ことを目指す。また、観光地において、自転車が環境負荷や交通負荷の少ない移動手段として公共交通とともに活用され、持続可能な観光地域づくりに貢献することで、**地域資源を守りながら人の流れを生み出す**ことを目指す。

2030年
(政策的な
交通手段)

2030年には、自転車を徒歩や公共交通とならば重要な交通手段の一つとして確立し、安全・安心、快適に利用できる基盤の整備や自転車の安全利用の更なる促進、公共交通との連携の強化等を通じて、自転車がその役割を拡大し、都市でも地方でも、買い物や通勤・通学等、生活の自然な選択肢として根付き、より多くの国民が安全・安心に楽しく移動し、健康で豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す。地方公共団体においては、環境・健康・観光・教育等の各分野において、地域に応じた優先課題を明確にした施策が展開されることで、自転車が「まちの質を高める政策的な交通手段」となることを目指す。

第3次自転車活用推進計画のビジョン

(5) 計画目標年次

本計画は令和9年度（2027年度）～令和18年度（2037年度）の10年間とし、令和13年度に前期（5年間）の目標達成状況や社会情勢の変化などにより必要に応じて見直しを行います。また、毎年度、自転車安全安心利用促進委員会を開催し、取り組み状況などを確認します。

(6) 本計画の構成 **現時点の構想**

本計画は、自転車利用者の安全安心の確保と自転車の利用促進を効果的に進めるため、以下の構成とします。

1.計画策定の趣旨と位置づけ

本計画の趣旨や上位・関連計画を示します。



2.自転車の特性と利用メリット

自転車の特性と利用メリットを改めて確認し、自転車に期待される役割や利用促進に向けて配慮が必要な特性を整理します。



3.自転車をめぐる現状

3.1草津市の概況

人口や地形など、草津市の自転車利用環境の基本的な情報を整理します。

3.2草津市の移動に関する現状

草津市における移動の特性や自転車の使われ方を広く整理し、安全対策および利用促進のターゲットを整理します。

3.3草津市の交通問題に関する現状

道路の混雑状況や交通事故の発生傾向、市民の交通ルールに関する認識などについて整理します。



4.草津市の自転車利用環境

自転車の通行空間や駐輪環境等の整備状況、市民の施策に対する意識や改善ニーズを整理します。



5.前計画の評価

目標指標の達成状況や施策の実施状況を確認します。



6.自転車の活用推進に向けた課題

現状や前計画の評価を踏まえ、自転車の活用推進に向けた課題を整理します。



ビジョン(将来像)



目標・基本方針等



個別施策